

## 寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例案

### (目的)

第1条 この条例は、寿都町における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第6条1項に定める特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査（以下「高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査」という。）への応募について、町民の賛否を明らかにし、もって町行政の将来的な運営方針を定めることを目的とする。

### (町民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査への応募に対する賛否について、町民による投票（以下、「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

### (住民投票の実施とその措置)

第3条 住民投票は、町長が議会の同意を得て実施するものとする。

2 町長は、高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査への応募に関する事務の執行に当たり、住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重しなければならない。

### (住民投票の執行)

第4条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、投票及び開票に関する事務を寿都町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により委任を受けた投票及び開票に関する事務を行うものとする。

### (住民投票の期日)

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、条例制定後30日以内とし、町長は投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

### (投票資格者)

第6条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において寿都町に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日（以下「告示日」と

いう。)において、次条に規定する資格者名簿に登録される資格を有する者とする。

#### (資格者名簿)

第7条 選挙管理委員会は、高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査への応募についての意思を問う住民投票資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の調製及び保管の任に当たるものとし、資格者名簿の登録を行うものとする。

2 資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等の記載をしなければならない。

3 資格者名簿の登録は、本町に住所を有する中学生以上の住民で、その者に係る本町の住民票が作成された日（他の市区町村から本町に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本町の住民基本台帳に登録されている者について行う。

#### (秘密投票)

第8条 住民投票は、秘密投票とする。

#### (一人一票)

第9条 投票は、一人一票とする。

#### (投票所における投票)

第10条 投票資格者は、投票日に、自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

#### (投票の方式)

第11条 投票資格者は、寿都町が高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査に応募することに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、寿都町が高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査に応募することに反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

#### (投票の効力の決定)

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第13条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (3) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したか確認し難いもの

(結果の告示等)

第14条 町長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、町議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第15条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により、町民の自由な意思が拘束され、不当に干渉されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第16条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、同法施行令（昭和25年政令第89号）、同法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例によるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

- 2 規則は、本条例施行の日から10日以内に制定しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。